

令和5年第7回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年7月5日(水)

午前10時00分開会

午前11時30分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 中山 誠治

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

(推進委員 9名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 吉田 雅子

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 倉本 良夫

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(0名)

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

3 番 神鳥 正貴

4 番 中山 誠治

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 谷口 栄吾

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)

(2) 議案第 30 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更について

(3) 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第 32 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 33 号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 3 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について

9. その他

(開会 午前 1 0 時 0 0 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
議長	ただいまから、令和 5 年第 7 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 1 3 名、本日の出席 1 3 名。委員全員が出席されましたので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づきまして、3 番の神鳥委員、4 番の中山委員のご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項でございます。 議案第 2 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 1 4 0 番については、議席番号 1 番の中田委員が関係する案件のため、先に番号 1 3 6 番から 1 3 9 番、1 4 1 番を審議をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号 1 3 6 番から 1 3 9 番、番号 1 4 1 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、4 ページ、位置図は 1 ページ、2 ページ、4 ページになります。 番号 1 3 6 番、農地の所在地は原字矢ノ崎、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 6 6 4 平方メートルのうち 4 9 4 平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は公告日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 1 3 7 番。農地の所在地は原字矢ノ崎、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 6 6 4 平方メートルのうち 8 0 平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は公告日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで

	の賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号１３８番。農地の所在地は原字矢ノ崎、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は１筆の６６４平方メートルのうち９０平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和８年１２月３１日までの使用賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号１３９番。農地の所在地は吉和字半坂和田、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は１筆の２，４７７平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１４年１２月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号１４１番。農地の所在地は吉和字細井原、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は３筆の４，３３８平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和８年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２９号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号１３６番から番号１３９番、番号１４１番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。 岡村委員は欠席のため、沖村委員さん、１３６、１３７、１３８をお願いします。
１３番委員	１３番、沖村です。地図は、１ページです。場所はその地図で見られたら道路から近いようには見えるのですが、２メートルぐらい上がったところで、進入路が狭く、耕運機がやっと入るぐらいのところ。それで、細分化されたように小さい面積なのですが、お勤めされている〇〇さんは、ちょっと手が回らないということで、３軒の方に作ってもらうことになっております。 何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。次に、１３９番、倉本委員さん、お願いします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。 １３９番は、今はもう〇〇さんは京都におられまして、〇〇さんがもう以前からずっと作って、再設定になりますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。
議長	はい。続いて、１４１番、中田委員さん、お願いします。
１番委員	１番の中田です。１４１番について説明します。地図は４ペー

	ジです。6月28日に、岡委員、倉本推進委員、事務局とで現地に行きました。現地は地図を見てもらったら分かるように、吉和インターの入口の側になります。借り手の〇〇さんですが、元は吉和に住んでおられ、〇〇を造って販売をされておりました。それで、申請地も〇〇を作るということで借りられたようでございます。特に回にも影響はありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	はい。ただいまの案件について、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。議案29第号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号136番から139番、番号141番について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号136番から139番、番号141番について承認することに決定をいたします。 先ほども照会しましたが、議案第29号についてのうち、番号140番について、議案とします。 議席番号1番の、中田委員さん、ご退席をお願いをいたします。 ＝中田委員退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号140番について説明させていただきます。 議案書は4ページ、位置図は3ページになります。 番号140番、農地の所在地は吉和字中頓原、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1筆の878平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和14年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、第140番について説明

	を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 倉本委員さん、お願いします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。１４０番を６月の２８日に、中田さん、岡さん、事務局と一緒に現地調査に行きました。場所は３ページで、吉和の集落に入って国道を５００メートルぐらい行った左手にあるところで、この農地を〇〇間が以前から作っているところで再設定であります。問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。ただいまご説明がありました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見がないようですので、お諮りをします。議案番号第２９号についてのうち、番号１４０番について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２９号についてのうち、番号１４０番について承認することに決定をいたします。 それでは、中田委員さん、席にお戻りください。 ＝中田委員復席＝
議長	続いて審議に入ります。 議案第３０号 農地法第５条第１項の規定による、許可後の事業計画変更申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３０号 農地法第５条第１項の規定による、許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 議案書は６ページ。位置図は５ページになります。 番号１６８番、農地の所在地は、津田字大別府、登記地目は田です。面積は、２筆の１，０４４平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。事業計画変更の理由は、譲受人は、ドッグランとして利用するため、令和４年１月１１日に農地法第５条第１項の規定による許可を受けましたが、ドッグランの計画が中止となったため、事業計画変更の申請とてんまつ書を提出したものです。 以上で、議案第３０号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請についての説明を終わります。

	ご承認のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明が終わりました。 地元地区担当委員の意見をお伺いします。 木浦委員さん、お願いします。
2 番委員	はい。2 番、木浦です。事業計画の変更承認願というのが出ておまして、これは本当はここに書いてあるように、令和 4 年の 1 月 1 1 日の第 5 条の許可をもらって、既に譲受人へ所有権移転を出して、ドッグランということだったのですが、現地は現在、水稻栽培をされているという状態なもので、承認願が出ているのですが、問題ないと思います。引き続きここは 3 条申請ということで、また説明すると思いますので、よろしくお願いいたします。 場所は 5 ページになるのですが、これは 6 月 1 5 日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局 1 名で現場を確認しました。現地はすぐ右上がもう佐伯中学校で、この赤印の網仕掛けがしてあるところが申請地ということです。この近辺では、最も一番いい田ではないかと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、地元委員の説明がございました。 次の、議案第 3 1 号で出ると思いますが、この田をまた買い戻して、農地で水稻栽培をするということでございます。ドッグランの変更は仕方がないであろうかと私も思います。 これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。議案第 3 0 号について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 0 号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 7 ページ、8 ページ。位置図は 5 ページから 8 ページになります。 番号 1 4 5 番、農地の所在地は、津田字猪ノ子、登記地目は田です。面積は、2 筆の 1, 1 9 0 平方メートルの申請です。関係

	者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号１４６番、農地の所在地は、津田字大別府、登記地目は田です。面積は、２筆の１，０４４平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、議案第３０号で事業計画を変更した者で、労力不足により耕作困難のため。譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号１６４番、農地の所在地は、上の浜一丁目、登記地目は畑です。面積は、１筆の１４４平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号１６５番、農地の所在地は、上の浜一丁目、登記地目は畑です。面積は、１筆の２３平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号１６６番、農地の所在地は、津田字神田、登記地目は畑です。面積は、２筆の６４７平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、実家を売却するに伴い農地も売却するため、譲受人は、購入する自宅に近く新たに果樹を育てるためで、有償の所有権移転です。 以上で、議案第３１号 農地法第３条の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 受付番号１４５番を、松井委員さんに、１４６を木浦委員さん、もう一つ、１６６番もお願いします。１６４番、１６５番は、山田委員さん、お願いをいたします。よろしくお願いいたします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号１４５番について説明いたします。地図は６ページです。現地確認を６月１５日に実施いたしました。会長、木浦委員、神鳥委員、事務局により行いました。 所在ですけれども、地図をご覧くださいと、地図の中の赤枠内に県道本多田佐伯線が表示されております。その下に小瀬川がああって、その小瀬川を挟んだ対岸になりますけれども、猪ノ子という集落になりまして、川から北が保曽原、その下が津田という位置関係になります。支所から約２キロ弱ぐらいだろーと思いましたが、そういうところになります。それで、申請地の状況ですが、水稻が作付されておりました。譲受人は、隣接する既存農地にずっと水稻を栽培されておまして、申請農地を取得して経営規模

	の拡大を図るもので、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
2 番委員	2 番、木浦です。番号 1 4 6 番について現地確認の報告をします。これは先ほどの第 5 条の事業計画変更申請のあった土地ということで、やはり先ほどの現場確認の日付と同じということで、地図も 5 ページです。それで、これはもう先ほど言ったように、佐伯中学校のすぐ下に、これは 3 1 0 と書いてあるのですが、これが譲受人の自宅ということで、要するに自宅から近くであって、しかももう完全にもう水稻が栽培してあるという現況になっておりますので、これはもう水稻の農地とそのまま作られ耕作されるということであるので、非常にいいことと思います。審議のほどよろしくお願いします。
1 0 番委員	1 0 番の山田です。1 6 4 番と 1 6 5 番についてご説明いたします。地図は 7 ページですね。先日、6 月 2 3 日に、吉田推進委員、それから、事務局とで現地を確認しております。この畑は、譲受人と譲渡人が兄弟だと思うのですが、兄貴のほうが高齢のため困難だということで、弟に譲り渡すということだろうと思います。譲受人のほうで、この畑のすぐ横の自分の土地を耕作しておりますし、この土地と並んでおりますので、全然問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	木浦さん。
2 番委員	はい。2 番、木浦です。1 6 6 番について、現地確認の報告をします。6 月 1 5 日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局 1 名で、それと、譲渡人の配偶者と、それと、この恐らく仲介をされておる不動産業者の立会で現地確認をしました。地図は 8 ページで右上の方位印のところの少し行った右側に行ったところが佐伯署です。反対側の左側に行くと、津田小学校があり、現地がちょうど山との境界部分に当たるということになります。とにかくこの自宅の建物と一緒に購入されて、ここへ入ってこられるということなもので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま、地元地区委員の説明がございました。 これについて、皆さんからのご意見、質問等があれば、お願いをいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。議案第 3 1 号について、許可することに異議ございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３１号について許可することに決定をします。 議案第３２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案としますが、番号１６７番については、議席番号の２番の木浦委員さんと私が関係する案件でございますので、退席をします。 このため、議案第３２号については、沖村会長職務代理が議長として議事を進行をしていただきます。 よろしくお願いします。
職務代理者	ただいま議長から説明がありましたように議案第３２号について、議事を進行させていただきます。 議案第３２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案としますが、番号１６７番については、議席番号２番の木浦委員、議席番号１４番の河野委員が関係する案件のため、木浦委員、河野委員、ご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員、河野委員退席＝
職務代理者	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は９ページ、位置図は、９ページになります。 番号１６７番、農地の所在地は、津田字西花上の第２種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の８０６平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第３２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほど、お願いいたします。
職務代理者	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 神鳥委員。
３番委員	３番の神鳥です。１６７番について報告いたします。６月１５日、河野会長、木浦委員、松井推進委員、事務局１名、計５名で

	現地確認をいたしました。地図は 9 ページとなります。9 ページをご覧ください、網掛けのずっと下にいくと、佐伯支所から約 1 キロの地点になると思いますが、県道 293 号線と並行して網掛けのところに地図で見ますと、下から上のほうに市道、旧道路が通っております。また、〇〇さんの前にも右から左に市道が通って、その〇〇さんの後ろにちょっとだけ駐車場があるのですが、狭くて、その網掛けの横の市道に駐車するというような状況がずっと続いておりました。現在その〇〇さんも〇〇が進み、駐車場が狭くなるとちょっと危険ということで、今回〇〇さんがその網掛け部分で、遊休農地となって 5、6 年たっているのですかね、そこを所有権移転されて、安全のために駐車場を設けるということでもあります。 審議のほどよろしく願いいたします。
職務代理者	ありがとうございます。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。何かありますか。 《委員より質疑等なし》
職務代理者	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 32 号について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
職務代理者	異議なしと認め。議案第 32 号について許可することに決定します。 それでは、退席された木浦委員、河野委員、席にお戻りください ＝木浦委員、河野委員復席＝
職務代理者	皆様のご協力により、議事を円滑に進めることができました。 ありがとうございます。 それでは、議事進行を河野議長に交代します。
議長	はい。失礼しました。 議案第 33 号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 33 号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は 10 ページ。位置図は 10 ページ、8 ページになります。 議案と一緒に送付しました、現地確認写真が添付されている「議案第 33 号資料①」を合わせてご覧ください。

	番号１６２番、農地の所在地は大野字八坂、登記地目は畑です。面積は３筆の３，０４０平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。 番号１６３番。農地の所在地は津田字檜迫。登記地目は畑です。面積は、１筆で３３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第３３号 非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 １６２番、山田委員さん。１６３番、木浦委員さん、お願いします。
１０番委員	１０番、山田です。番号１６２番についてご説明いたします。地図は１０ページですね。それと、非農地の証明の確認写真の資料がついております。この農地は６月２３日に推進委員の吉田さんと、事務局とで現地を確認しております。申請地は、山陽自動車道路の建設で、その土地が今２つに分かれているようですが、これ１つの土地だったのが、ど真ん中をどーんと道路が突き抜けられて２つに分かれたというような状況だと思います。確認の写真は、下側の車が見える写真の上のほうですね。車が見える分のところが、林は地図の１０ページの下の大きな赤い網掛けのところですね。それから、下の写真は、上に残った小さいところの写真ですが、登記簿のほうは畑となっているわけですが、道路建設の後にはもう全然耕作されておらずで、雑木が茂ってもう山になっているという状況です。もう今さら農地として復活させるということは非常に難しいと思われますので、非農地扱いにするのが適当ではないかと思います。よろしくお願いいたします。
２番委員	はい。２番、木浦です。番号１６３番について、現地の確認の報告をします。これは先ほどの３条申請と同じところですが、６月１５日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局１名と申請人の配偶者が現場で立会されました。これが地図は８ページになるのですが、このすぐ側にお宮があります。下の赤瓦の家がこのさきほどの３条申請と一緒に、売却されるということで、この現況はかなり勾配があり、申請人が山林ということで一応出されているものです。とてもこれをまた畑に復元ということもできないよ

	うな状態になっているもので、それも仕方がないということです。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。ただいま地元委員の説明がございました。 これについて皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、非農地証明なる旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議がないので、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は11ページ。位置図は11ページになります。 今月の報告は、令和5年5月11日から令和5年6月12日までの間に受理した2件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号135番については、過去に転用届が提出されています。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適当であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。
議長	ただいま事務局が説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 山田委員。
10番委員	これは、現地を見にいったときに、議案書の中に始末書も一緒に入っていたのですが、この始末書が出とるよいうようなことがこれら書いてないのですが、どうでしょう。
事務局	すみません、こちらで説明させていただきます。

	隣地を工事していたので、この土地をどうしても通らないといけないことが多くて、こちらの地番は、申請書を提出していたときにシートをかけていて、同じく工事のように見えたので始末書をもらっていたのですが、この地番自体は工事とか着工していないとのことだったので、こちらにはあえて載せなかったという経緯があります。
議長	ということで、山田委員さんどう理解されますか。
10番委員	始末書があるのは当たり前ではないですけども、何か理由があるならそれはそれで構わないですが、まあいいです。
議長	はい。ほかにございませんか。質疑等あればお願いします。 《委員より質疑等なし》
議長	ありませんか。 質疑がなしでございますので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は12ページ～14ページ。位置図は12ページ～16ページになります。 今月の報告は、令和5年5月11日～令和5年6月12日までの間に受理した9件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号116番、143番については、過去に転用届が提出されています。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。 ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これについて、皆さんからの質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告させていただきます。 議案書は 1 5 ページ。位置図は 1 7 ページになります。 この届出は、農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第 4 条第 1 項の許可が不要となります。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を、自らの耕作に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 3 号農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告を終わります。 はい。これで議案審議は終わりました。 続いて、3 のその他について、事務局から何かございましょうか。
事務局	まず、令和 5 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明させていただきます。 別紙のその他資料①をご覧ください。 今回、「有害鳥獣対策について」を 2 件、「基盤整備について」を 2 件の、計 4 件のご意見等をいただいております。 提出いただきました意見等を取りまとめ、提案いたしますので、今後の総会で協議をお願いしたいと思います。 次に、農業委員会互助会費について説明させていただきます。 総会資料と一緒に互助会費についても通知を同封しておりますので、ご確認をお願いいたします。

	最後に、次回の第８回農業委員会総会について、説明させていただきます。 第８回農業委員会総会は７月２０日木曜日に、この会議室で行いますが、１０時より辞令交付式を行いますので、委員の方は９時５０分までに会議室に入室していただきますよう、お願いいたします。 以上で、その他についての事務局からの説明を終わります。
事務局	すみません、補足でもなく、お願いですが、先ほど谷口のほうが説明しました施策の提案ですが、今作成中でございます。 それで、昨年も古川委員から大変貴重なご意見をいただきまして追加させていただいたような経緯もあります。皆さんのご意見をぜひ提案のほうに反映させていただきたいと思いますので、もう少しお時間を今いただいているような状況でございます。 河井委員のほうから何かお考えがあるように朝伺ったんですが、もし発言があれば、この場でいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。 よろしいですか。はい。 すみません。まあふるって受付をしておりますので、各支所へどんどん出していただければと思います。 皆さん日々農業者の方から受けられた要望であるとか、ご自身が、これはこうしたほうが良いよというようなことがあれば、全然どのようなことでも結構ですので、メモ程度でも構いませんので、ご記入していただきまして、提出していただければと思います。 以上です。
議長	何か皆さんのほうから何かありますか。 ありませんか。 それでは、特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には、慎重に審議をいただき、また、我々今日退隠する者について時間を取らせていただきまして、誠にありがとうございました。 次回は、第８回農業委員会総会は、先ほど事務局からご案内がありましたように、７月２０日木曜日９時５０分からです。
事務局	１０時から辞令交付です。
議長	１０時から市長の辞令交付式があるようでございます。出席の方、よろしく願いをいたします。 推進委員さんについては、８月９日になる予定でございますので、よろしく。 大変どうも拙い任意を務めさせていただきまして、ご指導ご鞭撻、ありがとうございます。

	本日は、皆さんにおかれましては、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。
--	--

(閉会 午前 11 時 30 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 20 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 3 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 4 番委員） _____